

平成30年1月17日
スポーツ推進部

世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部改正について

(付議の要旨)

使用料・利用料及び公共施設運用の見直しに伴い、世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する。

1 主旨

平成30年10月に使用料・利用料の改定及び公共施設運用の見直しを実施するため、平成30年第1回区議会定例会に世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

(1) 使用料・利用料の見直し

区民サービスの維持に向けて、使用料・利用料の見直し内容に基づき、料金改定を行う。

(2) 公共施設運用の見直し

区民利用施設の有効利用を促進し、地区力の向上を図るためにキャンセル料を見直す。

3 今後のスケジュール（予定）

平成30年	2月	オリンピック・パラリンピック・環境対策等特別委員会 （条例改正案）
		平成30年第1回区議会定例会（条例改正案） 公布（同日施行）
	10月	料金改定

世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立大蔵第二運動場条例 平成21年6月22日条例第29号</p>	<p>○世田谷区立大蔵第二運動場条例 平成21年6月22日条例第29号</p>
<p>改正</p>	<p>改正</p>
<p>平成23年3月8日条例第12号 平成24年12月10日条例第68号 平成27年12月7日条例第64号 平成29年3月7日条例第13号 <u>平成30年 月 日条例第 号</u></p>	<p>平成23年3月8日条例第12号 平成24年12月10日条例第68号 平成27年12月7日条例第64号 平成29年3月7日条例第13号</p>
<p>(使用することができる者の範囲)</p>	<p>(使用することができる者の範囲)</p>
<p>第6条 運動場の施設のうち、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる者は、同表右欄に掲げるものとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長（第11条の規定により運動場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）を含む。次条（<u>第3項第5号</u>を除く。））、第8条から第10条まで及び別表第1において同じ。）が認めたときは、この限りでない。</p>	<p>第6条 運動場の施設のうち、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる者は、同表右欄に掲げるものとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長（第11条の規定により運動場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）を含む。次条（第2項第4号を除く。））、第8条から第10条まで及び別表第1において同じ。）が認めたときは、この限りでない。</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、第15条第1項第1号から第5号までに規定する団体、学校等は、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる。</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、第15条第1項第1号から第5号までに規定する団体、学校等は、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる。</p>
<p>(使用の手続等)</p>	<p>(使用の手続等)</p>
<p>第7条 施設等を使用しようとする者は、規則で定める手続により、区長の承認を受けなければならない。</p>	<p>第7条 施設等を使用しようとする者は、規則で定める手続により、区長の承認を受けなければならない。</p>
<p><u>2 前項に規定する施設等の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第 号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。</u></p>	

改正後	改正前
<p>3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。</p> <p>(1) 営利を目的とするとき。</p> <p>(2) 秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p><u>(3) 施設等の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(4) 管理上支障があるとき。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。</u></p> <p>4 区長は、施設等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。</p> <p>(2) 施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付していないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。 (利用料金)</p> <p>第14条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定された期日までに、別表第2に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p><u>2 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。</u></p> <p>3 指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>第1項</u>の利用料金の</p>	<p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。</p> <p>(1) 営利を目的とするとき。</p> <p>(2) 秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(3) 管理上支障があるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。</p> <p>3 区長は、施設等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。</p> <p>(2) 施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付していないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。 (利用料金)</p> <p>第14条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定された期日までに、別表第2に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の利用料金の額</p>

改正後	改正前
<p>額から1.5割以内の割引をした額をもって前払式証票を、1割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。</p>	<p>から1.5割以内の割引をした額をもって前払式証票を、1割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。</p>
<p>4 指定管理者は、必要があると認めるときは、1月当たり第1項の利用料金の額（利用料金の額が使用者の区分に応じて異なる場合にあっては、そのうちの最高額に相当する額）に12を乗じて得た額以内の額をもって定期利用券を発行することができる。</p>	<p>3 指定管理者は、必要があると認めるときは、1月当たり第1項の利用料金の額（利用料金の額が使用者の区分に応じて異なる場合にあっては、そのうちの最高額に相当する額）に12を乗じて得た額以内の額をもって定期利用券を発行することができる。</p>
<p>5 前払式証票、回数券又は定期利用券による使用に係る利用料金は、第1項の規定にかかわらず、当該前払式証票、回数券又は定期利用券を購入する際に納付しなければならない。</p>	<p>4 前払式証票、回数券又は定期利用券による使用に係る利用料金は、第1項の規定にかかわらず、当該前払式証票、回数券又は定期利用券を購入する際に納付しなければならない。</p>
<p>6 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>	<p>5 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>
<p>7 前項の規定にかかわらず、区長は、規則で定めるところにより、指定管理者に利用料金の一部を区に納付させることができる。 (利用料金の減免)</p>	<p>6 前項の規定にかかわらず、区長は、規則で定めるところにより、指定管理者に利用料金の一部を区に納付させることができる。 (利用料金の減免)</p>
<p>第15条 指定管理者は、前条第3項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（駐車場及び附帯設備の使用に係るものを除く。）を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>第15条 指定管理者は、前条第2項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（駐車場及び附帯設備の使用に係るものを除く。）を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>(1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額</p>	<p>(1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額</p>
<p>(2) 国、公共団体又は公共的団体が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額</p>	<p>(2) 国、公共団体又は公共的団体が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額</p>
<p>(3) 区内の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額</p>	<p>(3) 区内の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額</p>
<p>(4) 区外の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 3割に相当する額</p>	<p>(4) 区外の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 3割に相当する額</p>
<p>(5) 私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び前2号に該当する学校を除く。）をいう。）</p>	<p>(5) 私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び前2号に該当する学校を除く。）をいう。）</p>

改正後	改正前
<p>又はこれらに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額</p> <p>(6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援する場合で、区長が必要と認めたとき。区長が相当と認めた額</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。区長が相当と認めた額</p> <p>2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金(駐車場の使用に係るものに限る。)を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。全額</p> <p>(2) 区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき。全額</p> <p>(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号)第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者(以下「障害者」という。)が利用する自動車を駐車させるとき。全額</p> <p>(4) ゴルフ練習場を使用する者又はトレーニングルーム(サウナを含む。)を使用する者(定期利用券により使用する者に限る。)が利用する自動車を駐車させる場合であって、区長が特に必要があると認めたとき。区長が相当と認めた額</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。区長が相当と認めた額</p> <p>3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金(附帯設備の使用に係るものに限る。)を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>又はこれらに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額</p> <p>(6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援する場合で、区長が必要と認めたとき。区長が相当と認めた額</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。区長が相当と認めた額</p> <p>2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金(駐車場の使用に係るものに限る。)を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。全額</p> <p>(2) 区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき。全額</p> <p>(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号)第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者(以下「障害者」という。)が利用する自動車を駐車させるとき。全額</p> <p>(4) ゴルフ練習場を使用する者又はトレーニングルーム(サウナを含む。)を使用する者(定期利用券により使用する者に限る。)が利用する自動車を駐車させる場合であって、区長が特に必要があると認めたとき。区長が相当と認めた額</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。区長が相当と認めた額</p> <p>3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金(附帯設備の使用に係るものに限る。)を減額し、又は免除することができる。</p>

改正後	改正前																
<p>(1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、区長が公益上特に必要と認めるとき。 区長が相当と認められた額</p> <p>4 第1項の規定により減額した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>	<p>(1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、区長が公益上特に必要と認められたとき。 区長が相当と認められた額</p> <p>4 第1項の規定により減額した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>																
<p><u>附 則 (平成30年〇月〇日条例第〇号)</u></p>																	
<p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、</u></p>																	
<p><u>平成30年10月1日から施行する。</u></p>																	
<p><u>2 第1条の規定による改正後の世田谷区立大蔵第二運動場条例別表第2の規定は、平成30年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。</u></p>																	
<p>別表第1 (第6条関係)</p>	<p>別表第1 (第6条関係)</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 794 371 842">施設名</th> <th data-bbox="371 794 1066 842">使用することができる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 842 371 1161">体育館</td> <td data-bbox="371 842 1066 1161"> <p>次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。）</p> <p>1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めるときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。</p> <p>2 構成員の総数が5人以上であること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1161 371 1385">庭球場</td> <td data-bbox="371 1161 1066 1385"> <p>構成員の2人以上が区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めるときは、構成員の2人以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）である総数が4人以下の団体又は区民等の団体</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1385 371 1426">屋外プール</td> <td data-bbox="371 1385 1066 1426"> <p>区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕が</p> </td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用することができる者	体育館	<p>次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。）</p> <p>1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めるときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。</p> <p>2 構成員の総数が5人以上であること。</p>	庭球場	<p>構成員の2人以上が区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めるときは、構成員の2人以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）である総数が4人以下の団体又は区民等の団体</p>	屋外プール	<p>区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕が</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 794 1366 842">施設名</th> <th data-bbox="1366 794 2069 842">使用することができる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 842 1366 1161">体育館</td> <td data-bbox="1366 842 2069 1161"> <p>次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。）</p> <p>1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めるときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。</p> <p>2 構成員の総数が5人以上であること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1161 1366 1385">庭球場</td> <td data-bbox="1366 1161 2069 1385"> <p>構成員の2人以上が区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めるときは、構成員の2人以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）である総数が4人以下の団体又は区民等の団体</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1385 1366 1426">屋外プール</td> <td data-bbox="1366 1385 2069 1426"> <p>区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕が</p> </td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用することができる者	体育館	<p>次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。）</p> <p>1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めるときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。</p> <p>2 構成員の総数が5人以上であること。</p>	庭球場	<p>構成員の2人以上が区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めるときは、構成員の2人以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）である総数が4人以下の団体又は区民等の団体</p>	屋外プール	<p>区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕が</p>
施設名	使用することができる者																
体育館	<p>次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。）</p> <p>1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めるときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。</p> <p>2 構成員の総数が5人以上であること。</p>																
庭球場	<p>構成員の2人以上が区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めるときは、構成員の2人以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）である総数が4人以下の団体又は区民等の団体</p>																
屋外プール	<p>区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕が</p>																
施設名	使用することができる者																
体育館	<p>次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。）</p> <p>1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めるときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。</p> <p>2 構成員の総数が5人以上であること。</p>																
庭球場	<p>構成員の2人以上が区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めるときは、構成員の2人以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）である総数が4人以下の団体又は区民等の団体</p>																
屋外プール	<p>区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕が</p>																

改正後		改正前	
	あると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する者)		あると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する者)
トレーニングルーム (サウナを含む。)	区内に住所を有する15歳以上の者 (15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。)(施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者)	トレーニングルーム (サウナを含む。)	区内に住所を有する15歳以上の者 (15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。)(施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者)

別表第2 (第14条関係)

体育館

利用料金、単位時間等			
規則で定める単位時間		全日	
1時間につき		午前9時から午後10時まで	
平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
4,600円	5,470円	52,410円	62,780円

庭球場

区分	利用料金、単位時間等	
	規則で定める単位時間	
種別	1面1時間につき	
	平日	日曜日、土曜日及び休日
庭球場	1,440円	1,720円
附帯設備 (照明)	820円	

集会室

午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後10時まで	全日 (午前9時から午後10時まで)
------------	-----------------	------------------	--------------------

別表第2 (第14条関係)

体育館

利用料金、単位時間等			
規則で定める単位時間		全日	
1時間につき		午前9時から午後10時まで	
平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
3,840円	4,560円	43,680円	52,320円

庭球場

区分	利用料金、単位時間等	
	規則で定める単位時間	
種別	1面1時間につき	
	平日	日曜日、土曜日及び休日
庭球場	1,200円	1,440円
附帯設備 (照明)	820円	

集会室

午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後10時まで	全日 (午前9時から午後10時まで)
------------	-----------------	------------------	--------------------

改正後								改正前							
平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日		
2,010	2,300	3,020	3,600	5,040	6,040	8,060	9,640	1,680	1,920	2,520	3,000	4,200	5,040	6,720	8,040
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

ゴルフ練習場

種別	平日		日曜日、土曜日及び休日		
	区分	平日	日曜日、土曜日及び休日	区分	
	午前5時 (1月、2月及び12月 にあつては、午前6時)から午前8時まで	午前9時から午後10時まで	午前4時30分(1月、2月及び12月 にあつては、午前5時30分)から午前8時まで	午前8時30分から午後10時まで	
打席1席		無料	420円	無料	420円
ボール1球		12円	15円	12円	16円
1階打席					
ボール1球		11円	14円	11円	15円
2階打席					

宿泊室(1人1泊)

種別	宿泊人数	1人	2人	3人	4人	5人
和室(6畳)		5,500円	3,700円			
和室(12.5畳)		9,800円	6,200円	4,800円	4,000円	3,600円

ゴルフ練習場

種別	平日		日曜日、土曜日及び休日		
	区分	平日	日曜日、土曜日及び休日	区分	
	午前5時 (1月、2月及び12月 にあつては、午前6時)から午前8時まで	午前9時から午後10時まで	午前4時30分(1月、2月及び12月 にあつては、午前5時30分)から午前8時まで	午前8時30分から午後10時まで	
打席1席		無料	420円	無料	420円
ボール1球		12円	15円	12円	16円
1階打席					
ボール1球		11円	14円	11円	15円
2階打席					

宿泊室(1人1泊)

種別	宿泊人数	1人	2人	3人	4人	5人
和室(6畳)		5,500円	3,700円			
和室(12.5畳)		9,800円	6,200円	4,800円	4,000円	3,600円

改正後				改正前			
付帯設備（寝具）	1式 200円			付帯設備（寝具）	1式 200円		
屋外プール				屋外プール			
利用者	単位	利用料金		利用者	単位	利用料金	
大人	1回	<u>1,180</u> 円		大人	1回	1,080円	
高齢者（65歳以上）		450円		高齢者（65歳以上）		450円	
小人（小・中学生）		450円		小人（小・中学生）		450円	
幼児		無料		幼児		無料	
障害者		450円		障害者		450円	
障害者（小・中学生に限る。）		無料		障害者（小・中学生に限る。）		無料	
障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）		無料		障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）		無料	
大人	1回（午後1時以降の入場に限る。）	<u>660</u> 円		大人	1回（午後1時以降の入場に限る。）	600円	
高齢者（65歳以上）		250円		高齢者（65歳以上）		250円	
小人（小・中学生）		250円		小人（小・中学生）		250円	
幼児		無料		幼児		無料	
障害者		250円		障害者		250円	
障害者（小・中学生に限る。）		無料		障害者（小・中学生に限る。）		無料	
障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）		無料		障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）		無料	
トレーニングルーム（サウナを含む。）				トレーニングルーム（サウナを含む。）			
種別	利用者	単位時間	利用料金	種別	利用者	単位時間	利用料金
トレーニングルーム	大人	3時間以内	<u>660</u> 円	トレーニングルーム	大人	3時間以内	600円
	高齢者（65歳以上）		250円		高齢者（65歳以上）		250円

改正後				改正前											
	障害者		250円		障害者		250円								
トレーニングルーム及びサウナ	大人	3時間以内	1,150円	トレーニングルーム及びサウナ	大人	3時間以内	1,050円								
	高齢者（65歳以上）		450円		高齢者（65歳以上）		450円								
	障害者		450円		障害者		450円								
駐車場 <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位時間</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車1台 30分以内</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>				単位時間	利用料金	自動車1台 30分以内	100円	駐車場 <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位時間</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車1台 30分以内</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>				単位時間	利用料金	自動車1台 30分以内	100円
単位時間	利用料金														
自動車1台 30分以内	100円														
単位時間	利用料金														
自動車1台 30分以内	100円														
備考 <ol style="list-style-type: none"> 単位時間を規則で定める場合の利用料金は、1時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。 体育館の面積の2分の1を使用する場合の利用料金は、当該規定利用料金の2分の1の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。 庭球場又は附帯設備（照明）（以下「庭球場等」という。）の使用を開始した後、降雨等により使用できなくなった場合において、庭球場等を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。 集会室の各欄に掲げる額は、区民（個人にあつては区内に住所を有する者を、法人その他の団体にあつては区内に事務所を有するもの又は区内に住所を有する者を主たる構成員とするものをいう。以下同じ。）の使用に係る利用料金の額とし、区民以外のもので使用に係る利用料金は、区民の使用に係る利用料金に当該利用料金の5割に相当する額を加算して得た額とする。 宿泊室（附帯設備（寝具）を除く。）を幼児及び小学生が使 				備考 <ol style="list-style-type: none"> 単位時間を規則で定める場合の利用料金は、1時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。 体育館の面積の2分の1を使用する場合の利用料金は、当該規定利用料金の2分の1の額とする。 庭球場又は附帯設備（照明）（以下「庭球場等」という。）の使用を開始した後、降雨等により使用できなくなった場合において、庭球場等を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。 集会室の各欄に掲げる額は、区民（個人にあつては区内に住所を有する者を、法人その他の団体にあつては区内に事務所を有するもの又は区内に住所を有する者を主たる構成員とするものをいう。以下同じ。）の使用に係る利用料金の額とし、区民以外のもので使用に係る利用料金は、区民の使用に係る利用料金に当該利用料金の5割に相当する額を加算して得た額とする。 宿泊室（附帯設備（寝具）を除く。）を幼児及び小学生が使 											

改正後	改正前
<p>用する場合の利用料金は、幼児にあつては無料、小学生にあつては当該規定利用料金の2分の1の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。この場合において、幼児は宿泊人数に含めないものとする。</p> <p>6 トレーニングルーム（サウナを含む。）を使用する場合において、単位時間を超えたときは、超過30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあつては110円、高齢者及び障害者にあつては40円を徴収する。</p> <p>7 宿泊室の利用者が駐車場を使用する場合の利用料金は、1泊につき自動車1台500円とする。ただし、規則で定める宿泊室の使用時間以外の時間に係る利用料金は、当該規定利用料金とする。</p> <p>8 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</p>	<p>用する場合の利用料金は、幼児にあつては無料、小学生にあつては当該規定利用料金の2分の1の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。この場合において、幼児は宿泊人数に含めないものとする。</p> <p>6 トレーニングルーム（サウナを含む。）を使用する場合において、単位時間を超えたときは、超過30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあつては100円、高齢者及び障害者にあつては40円を徴収する。</p> <p>7 宿泊室の利用者が駐車場を使用する場合の利用料金は、1泊につき自動車1台500円とする。ただし、規則で定める宿泊室の使用時間以外の時間に係る利用料金は、当該規定利用料金とする。</p> <p>8 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</p>